

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

企業局

- 企業局処務規程の一部を改正する管理規程
- 企業局公印規程の一部を改正する管理規程
- 企業職員給与規程の一部を改正する管理規程

企業局

- 宮城県企業局管理規程第一号
- 企業局処務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。
平成二十五年三月二十九日

宮城県公営企業管理者 伊 藤 直 司

企業局処務規程の一部を改正する管理規程

企業局処務規程(昭和四十九年宮城県企業局管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一大崎広域水道事務所長及び仙南・仙塩広域水道事務所長の項第一号中口をことし、イの次に次のように加える。

- 口 基本水量等(一日最大給水量に限る。)の変更の申請書の受理(第四条第一項)
- 八 基本水量等(一日最大給水量に限る。)の変更の決定及び通知(第五条第一項)

附則

この管理規程は、平成二十五年四月一日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第二号

企業局公印規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

宮城県公営企業管理者 伊 藤 直 司

企業局公印規程の一部を改正する管理規程

企業局公印規程(昭和四十九年宮城県企業局管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

別表第二号の表五中

地方機 関の長 印	(1)	一 般 文 書 用	方 二 〇	宮 城 県 (地 方 機 関) 名 長 (之) 印	宮 城 県 (地 方 機 関) 名 長 (之) 印	各 地 方 機 関 の 長
-----------------	-----	-----------------------	-------------	--	--	---------------------------------

を

に改める。

地方機 関の長 印	(1)	一 般 文 書 用	方 二 〇	宮 城 県 (地 方 機 関) 名 長 (之) 印	宮 城 県 (地 方 機 関) 名 長 (之) 印	各 地 方 機 関 の 長
	(2)	一 般 文 書 用	方 二 〇	仙 南 ・ 仙 塩 仙 塩 道 水 道 所 工 業 用 水 道 管 理 事 務 所 長	宮 城 県 (地 方 機 関) 名 長 (之) 印	仙 南 ・ 仙 塩 仙 塩 道 水 道 所 工 業 用 水 道 管 理 事 務 所 長

附則

この管理規程は、平成二十五年四月一日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第三号

企業職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

宮城県公営企業管理者 伊 藤 直 司

企業職員給与規程の一部を改正する管理規程

企業職員給与規程(昭和四十九年宮城県企業局管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

12 第五条の規定により管理職手当を支給される職員の管理職手当の額は、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に係るもの限り、同条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額(以下この項において「基礎額」という。)から基礎額に管理職手当の区分が一種

及び二種の職を占める職員にあつては百分の五、三種の職を占める職員にあつては百分の四、一種、二種又は三種以外の職を占める職員にあつては百分の三を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、基礎額とする。

附 則

この管理規程は、平成二十五年四月一日から施行する。